

素案に対するコメント

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 戒能民江・近藤恵子（女性と人権全国ネットワーク）

<目標> 略

<施策の基本的方向と具体的な取組>

素案		コメント
1 女性 に 対 す る 暴 力 の 予 防 と 根 絶 の た め の 基 盤 づ くり	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴力を容認しない社会風土を醸成するための教育・啓発を強力に推進する。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係行政機関をはじめ、医療機関、弁護士、民間支援団体等とのさらなる官民連携強化等により被害者に対する効果的な支援のさらなる拡充を図る。</p>	<p>内閣府のまとめによれば、全国の配偶者暴力相談支援センターへの DV 相談件数（102、963 件）および警察の DV 相談等の対応件数（59、072 件）は増加の一途をたどり（2015 年 7 月）、警察が把握したストーカー被害件数も過去最多を記録した（22、823 件、2015 年 3 月）。女性に対する暴力被害の顕在化が進む一方、女性に対する暴力をめぐる状況は依然として改善されていない。データを有効活用した現状分析に基づく課題の設定を行ったうえで、あらゆる形態の女性に対する暴力を容認しない社会の形成、相談・危機対応・中長期的支援による生活再建支援までの一貫した総合的な「切れ目のない被害者支援」体制構築に向けた具体的な政策展開をめざすべきである。その際、女性に対する暴力が多岐にわたり、相互関連性を有するにもかかわらず、法制度上の不備を有することを考慮して、関係省庁・関係機関・民間団体との連携を強化した総合的・包括的な取組みが必要である。しかし、本計画では、政策の具体性に欠ける部分が少なくないばかりか、「6. 売買春への対策の推進」、「7. 人身取引対策の推進」、「8. セクシュアルハラスメント防止対策の推進」、「9. メディアにおける性・暴力表現への対応」については消極的姿勢が目立つ。女性に対する暴力をめぐる現状認識と構造的理解を深める必要がある。</p>
(2) 具 体 的 な 取 組	<p>① 様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者や福祉に携わる職務関係者に対</p>	<p>① について</p> <p>「被害者を生まない」ことは自己努力だけでは不可能であり、被害者に被害を受けたことへの責任を求めることにつながりかねない。加害者をつくり出さないための啓発・教育および被害者が自分を責めて沈黙する状</p>

する広報・啓発を充実する。

② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務 関係者に対する研修を充実し、支援に携わる人材育成を図る。

③ 女性に対する暴力に関する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。

④ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の 被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。

⑤ 電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施などの方策を検討する。

⑥ 関係行政機関相互の連携を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。

⑦ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の 促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。

⑧ 重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい 要因を分析し、今後の対応に活かす。

⑨ 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。

況を変革することこそ重要である。

◆「女性に対する暴力の加害行為がもたらす影響など暴力の実態や被害を受けたときの支援についての情報提供や啓発・教育、自尊感情の尊重や性的自己決定能力の育成など、若年層を対象とする予防啓発の拡充とエンパワメント」へ

◆女性に対する暴力の防止のためには、「従軍慰安婦」問題などの歴史認識を含めた、男女共同参画・ジェンダー教育が不可欠である。

⑤ について

「相談についてのサービス向上の促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫・・・」

上記のような工夫は必要であるが、夜間・祝祭日対応から一歩進んで、「24 時間無料ホットライン」を実施すべきである。相談しやすくするためには、「相談体制の整備と専門性の高い相談員の育成と研修」がもっとも重要である。

<相談体制の整備>

◆24 時間ホットラインの創設

24 時間ホットラインの有効性は、内閣府「パープルダイヤラー性暴力・DV 相談電話」（2011. 2~3）およびその後継としての、NPO 法人全国女性シェルターネット「パープルホットライン」、東日本大震災以降の内閣府「女性の悩み・暴力相談事業」（2011~2013）、厚生労働省・復興庁補助事業「よりそいホットライン」（2012~継続中）などによって実証されたと言える。とくに、性暴力や子ども時代の性虐待被害がホットラインを通じて顕在化しており、国の事業として、24 時間、匿名、無料、多言語の「女性に対する暴力」ホットラインを早急に具体化すべきである。

◆相談員の専門性の保障と資質の向上

都道府県・市区の婦人相談員や女性センター相談員、各自治体の相談員の重要性を再確認したうえで、相談員の専門性と資質の向上を図るために、研修体制の整備を一層進めるべきである。また、児童福祉機関や福祉事務所など社会福祉機関職員、教育機関における研修も必要である。

相談員が公平に研修を受ける機会の保障が重要である。とくに、ひとり職場や職員数が少ない場合、遠方の外部研修に参加することは難しい。また、交通費、参加費等も大きな負担となっている。さらに、多くの相談員がスーパービジョンを受ける機会を持たず、自信を持って相談にあたるのが難しい現状にある。婦人相談所および婦人相談員については、厚生労働省が策定した「婦人相談所ガイドライン」(2014.3)および、「婦人相談員相談支援指針」(2015.3)を活用した研修を行うべきである。

◆人材確保と相談員の待遇改善

婦人相談員、男女センター、自治体相談員については、近年、雇止め等の影響により、勤続年数が短くなる傾向があり、経験の浅い相談員の相談対応上の不安が増す一方で、相談経験の組織的な蓄積・継承が困難となっている。不安定な雇用形態や専門性に見合わない低賃金などの処遇の問題や組織内における相談員の役割や権限などの不明確性が人材確保を困難にしている。それは同時に、新卒学生を対象とした人材育成の可能性を狭める結果をもたらす。

⑥「関係行政機関相互の連携を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。」

連携が掛け声倒れになっており、進んでいないのが現状である。とりわけ、近年は、複雑な困難ケースが増えており、支援機関は対応に苦慮しているが、そのような困難ケースは関係諸機関との緊密な連携なしには解決できない。しかし、困難ケースほど連携が難しいと言われている。国の「DV 基本方針」にも掲げられている通り、「被害者の立場に立った切れ目のない支援」を行うためには、民間団体を含めた関係諸機関、専門家との連携協力が欠かせない。年1~2回開催の連携会議の開催にとどまることなく、具体的なケースで関係機関が一堂に会して検討を重ね、必要に応じてともに対応する「実践型」の連携を行うことにより、連携体制が整備されていくのではないか。その場合に、関係諸機関の役割分担および連携の中心となるコーディネート機関を明確にする必要があ

		<p>る。また、連携が進まないことの根源に、関係機関の女性に対する暴力理解や認識の不十分さがある。DV や性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力が「個人的な問題、トラブル」に過ぎないという偏見や固定観念が根強くあり、<u>社会的な対応が必要な課題であることが十分認識されていない</u>。ケーススタディ手法による研修を強化するとともに、<u>実践型連携を推進することで、女性に対する暴力理解の促進を図るべきである</u>。</p> <p>また、相談から緊急一時保護、ステップハウスを使った中長期的支援、生活自立支援等、<u>民間シェルターは、公的機関ではほとんど行われていない当事者の立場にそった切れ目のない支援を実質的に担っている</u>。しかし、民間シェルターへの DV 法に基づいた緊急一時保護の委託が滞っており、支援を必要とする当事者の権利行使が侵害されている。</p> <p>◆民間被害者支援団体への財政支援</p> <p>民間シェルター等の被害者支援団体を女性支援の重要なプレイヤーと位置づけ、<u>公的財政支援のしくみを構築する</u>。</p> <p>被害者支援等を行う民間団体の実態把握を行い、活動基盤の強化および行政との連携強化を図る。</p> <p>◆障害のある人、高齢者、外国にルーツを持つ人、LGBTI、若年女性など、被害を受けやすいが相談しにくい人に対する暴力の防止と、それぞれの固有の困難を考慮した適切な支援のための体制を整備すること</p> <p>◆女性に対する暴力に関するデータの収集・調査研究の拡充とデータの分析および政策形成への活用を促進すること</p>
2 配偶者等からの暴力の防止及び	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>配偶者等からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、その中核としての役割を担う都道府県とも身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種取組を効果的に実施する。被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携</p>	<p>DV をめぐる状況が改善されていないのはなぜか、「切れ目のない支援」を阻害する要因は何か、当事者の立場に立った支援が行われているのか、とくに、極めて不十分な生活再建支援策および危機介入から被害回復・生活再建支援のすべての過程における関係諸機関の連携・協力体制の構築についての現状分析を徹底的に行わなければ、「効果的な取組」は実施</p>

<p>被害者の保護等の推進</p>	<p>を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。</p> <p>また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律 第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)の改正(平成 26 年 1 月施行)により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとされたことを踏まえて、この改正内容の国民への周知を徹底する。とりわけ、若年層に対する予防啓発を充実する。</p>	<p>できない。また、平成 26 年改正 DV 法で「準用」の対象となった若年層への対策は予防啓発にとどまらず、相談から安全確保、被害回復・自立支援のすべての過程にわたる一貫した支援体制の構築を行うべきである。</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。</p> <p>② 現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。また、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を引き続き促進する。</p> <p>③ 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手(改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む)からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。</p> <p>④ 被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学その他被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。</p> <p>⑤ 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。</p>	<p>② 「相談員の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。」について</p> <p>◆相談員の専門性の保障と資質の向上(再掲)</p> <p>都道府県・市区の婦人相談員や女性センター相談員、各自治体の相談員の重要性を再確認したうえで、相談員の専門性と資質の向上を図るために、研修体制の整備を一層進めるべきである。また、児童福祉機関や福祉事務所など社会福祉機関職員、教育機関における研修も必要である。相談員が公平に研修を受ける機会の保障が重要である。とくに、ひとり職場や職員数が少ない場合、遠方の外部研修に参加することは難しい。また、交通費、参加費等も大きな負担となっている。さらに、多くの相談員がスーパービジョンを受ける機会を持たず、自信を持って相談にあたるのが難しい現状にある。婦人相談所および婦人相談員については、厚生労働省が策定した「婦人相談所ガイドライン」(2014.3)および、「婦人相談員相談支援指針」(2015.3)を活用した研修を行うべきである。</p> <p>◆人材確保と相談員の待遇改善(再掲)</p> <p>婦人相談員、男女センター、自治体相談員については、近年、雇止め等の影響により、勤続年数が短くなる傾向があり、経験の浅い相談員の相談対応上の不安が増す一方で、相談経験の組織的な蓄積・継承が困難となっている。不安定な雇用形態や専門性に見合わない低賃金などの処遇の問題や組織内における相談員の役割や権限などの不明確性が人材確</p>

⑥ 配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する支援を推進する。

⑦ 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。

⑧ 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。

⑨ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。

保を困難にしている。それは同時に、新卒学生を対象とした人材育成の可能性を狭めていると言える。

④ 「被害者への中長期的支援」について

都道府県の一時保護所では短期間の一時保護への対応が中心であり、自立支援については、情報提供と手続き支援、関係機関への連絡にとどまる場合が一般的であり、生活保護を負担する市区町に任せる傾向がある。一時保護所における自立支援プログラムは一部を除き整備されておらず、アセスメントも不十分である。また、精神的被害等の影響により、多くの被害者は直ちに就労による自立は困難な状況にあることを考慮しなければならない。

◆配偶者等からの暴力の特質、影響を十分考慮した中長期的支援システムの構築

精神的ダメージなど心身の被害からの回復、人間関係の再構築や育児・家事などの生活能力の再生をめざし、関係諸機関・多職種の連携・協働による総合的な自立支援システムを構築する必要がある。

⑥ 「子どもへの支援」について

◆子どもへの支援の強化

子どもは一時保護所入所者女性の「同伴児童」と位置付けられているが、独立の人格を有する者として、子ども固有の人権が常に保障されなければならない。特に、小児精神科医との連携による子どもへの精神的ケアの充実、保育士の配置による保育サービスの強化、教育委員会・学校との連携による子どもの学習権の保障に努めるべきである。一時保護所等における子どもの実態把握に努め、通知による運用改善を図る。

⑦加害者対策

◆DV 罪の法制化と適正な加害者処罰の徹底

適正な加害者処罰の徹底および加害者再教育プログラム実施のために

は、その法的根拠が不可欠である。DV 罪の導入をめざして、配偶者暴力防止法の改正を検討する。

⑪一時保護制度の改善（新設）

DV 法上の被害者支援は売春防止法第 4 章に規定される婦人保護事業を転用しているが、一時保護の決定権が都道府県（婦人相談所）にあり、増加の一途をたどる相談件数に比し、一時保護件数は停滞状況が続いている。一時保護要件が厳しく、緊急時以外は、一時保護所退所後の見通しが立たないと受け入れないという運用が行われている。判断基準も明確ではなく、地域により対応が異なる。現状では、被害者の安全確保機能が十分果たされていない。

また、民間シェルターへの一時委託件数が伸び悩んでいる。全国的な傾向として、委託しない、連携しない傾向がみられ、二次加害など、当事者の権利侵害が続発している。

さらに、高齢者や障害のある被害者に対し、必ずしも適切な対応が行われているとは言えない。身体障害のある被害者は介助を必要とする場合に受け入れていない場合がほとんどである。車いす使用者のためのバリアフリー化などの環境改善が進んでいない。心身の健康回復への支援も不十分である。精神障害・疾病がある被害者の場合、一時保護所の集団生活が不可能と判断され、入所が拒否される事例が後を絶たない。また、一時保護所への受け入れの基準が不明確であり、公平性に欠ける。

さらに、緊急時の安全を確保し、被害からの回復と地域社会における生活再建への準備の場である一時保護所での「市民的自由」の保障が極めて不十分であり、人権侵害とも言える状況が生じている場合がある。集団生活の規律が重視されるあまり、施設の秩序維持のためのルールが利用者に強いられていないか、検証が必要である。

◆一時保護所への入所基準を明確にし、被害者による危険度の判断に基づき、必要と判断された場合は一時保護所を利用できるものとする。

		<p>◆介助を必要とする高齢者や障がいのある人が利用できるように、一時保護施設のバリアフリー化と支援のための人員配置を進め、老朽施設の建て替えを促進して環境改善に努める。</p> <p>◆「収容」や「指導」という管理的・支配的運営観念を破棄し、携帯電話やスマートホンの一律「預かり」などを再考し、危険度の高い場合とそうでない場合の対応を工夫するなど、市民的自由の保障を最大限に尊重した支援を行う。</p>
<p>3 ストーカー事案への対策の推進</p>	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>ストーカー事案については、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為である。被害者等の安全確保を優先とした措置を講じるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進する。</p>	<p>2013 ストーカー行為等規制法改正により被害者支援がはじめて規定され、2015年3月公表の「ストーカー総合対策」（ストーカー総合対策関係省庁会議）でも、ストーカー事案への対応体制の整備がうたわれている。しかし、相談、一時保護、中長期的支援、すべての過程における被害者の安全確保・情報秘匿、防止教育・啓発および加害者対策のあらゆる側面において、対応体制の脆弱性が残されたままである。内閣府による自治体の「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究」（2014年9月）および共同通信社の都道府県調査（2014年9月）によれば、ストーカー被害者の一時保護件数は増加傾向にあるものの、多くの自治体がストーカー被害者への対応体制が未整備のまま被害者を受け入れざるを得ない状況が明らかになった。その一方で、一時保護所では、通学・通勤ができないことや携帯を保持できないことなど、警察からの被害者への十分な説明もなく一時保護所への保護が行われている。その結果、一時保護所をすぐに退所する被害者が多い。ストーカー被害者には、通勤・通学を続けながら安全を確保したいという要望が強く、都道府県によっては、一時避難先のホテル代などの宿泊費補助や冷蔵庫や洗濯機付きの公営住宅の中期の提供を行っているところもある。</p> <p>そもそも、主要な相談窓口が警察であることから、刑事手続きに直結する警察への相談の事実がわかれば加害者に報復されるのではないかと</p>

		<p>う不安は大きく、相談へのハードルが高く、ぎりぎりにならないと相談せず、結果として危険な事態を招きかねない状況にある。学校教育などにストーカー問題を組み込むとともに、弁護士会と協力して、相談員や弁護士が常駐するストーカー・DV 被害相談センターなどの設置を検討すべきである。</p> <p>2013 年改正に基づき、「ストーカー行為等の規制のあり方に関する有識者検討会」が設置され、2014 年 7 月に報告書が公表された。SNS などへの規制対象拡大や警告の有効性の検討、罰則強化、加害者対策の検討などが盛り込まれており、早期の改正が望まれる。加害者対策については、危険性判断チェック票を導入して、被害者と加害者の性格・行動について被害者にアンケート方式で聞いているが、被害者の性格についても聞くのは、被害者非難につながり、問題である。また、加害者治療についてもその有効性の検証が必要であり、慎重な対応が求められる。なお、ストーカー犯罪で問題化したリベンジポルノについては、議員立法により「私事性的画像記録の提供による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が制定された（2014 年）。しかし、いわゆるアダルトビデオやグラビアは、本人の許可があるとみなされて対象外とされている。リベンジポルノ等の利用実態にそぐわない規定であり、本法律の実効性が半減する結果となっている</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>① ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）の改正（平成 25 年 10 月全面施行）により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことをはじめとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。</p> <p>② ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切</p>	<p>◆全体的に制度・施策・対応についての情報提供・広報啓発に偏っており、具体性に欠ける。</p> <p>◆「ストーカー・DV 被害者支援・情報センター」など、独立した専門相談窓口を都道府県に設置し、ストーカー行為の危険性や安全確保のための手段、法的手続きなどの情報提供・法律相談・同行支援など、早期に総合的な支援を行うためのしくみを早急に検討する。専門相談窓口には、必ず地域の弁護士および民間支援団体が加わり、弁護士は法律相談および情報提供を行い、必要な場合は警察等への同行支援を行う。</p> <p>◆一時保護所の所長を含めた全職員および婦人相談員に対して、ストー</p>

	<p>に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。</p> <p>③ 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。</p> <p>④ ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。 ⑤ ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防 啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。</p> <p>⑥ 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を 図りながら、様々な段階で加害者に対して更生のための働きかけを行う。</p> <p>⑦ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保 及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。</p>	<p>カー被害の特質や影響、加害者の危険性、被害者の心理状況など、ストーカー被害者支援のための体系的プログラムに基づく研修を早急を実施すること。また、適切な対応が行われるように、都道府県においては、心理職などの専門職などの人員配置、人員増および予算措置を行うとともに、一時保護所の管理的ルールの見直しを行うこと。</p> <p>◆ ストーカー加害者の継続的な追跡行為やストーカー行為の反復などの特質を踏まえた中長期的な安全確保と被害からの回復のための精神的ケア、就労・すまいの確保、法律支援などの生活再建支援を行う関係諸機関の連携による総合的な中長期的支援システムを構築する。</p> <p>◆ 「ストーカー行為規制のあり方検討会」報告書（2014年8月）の提言に基づき、規制対象行為の拡大、恋愛感情の充足目的以外の目的要件の拡大、罰則の強化などを含む「ストーカー行為規制法」の改正を行い、禁止命令発令に裁判所が関与するしくみへの変更を検討する。</p>
<p>4 性犯罪への対策の推進</p>	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援を受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。</p>	<p>法務省「性犯罪の罰則等に関する検討会」の報告書によれば、①性犯罪の非親告罪化、②強姦罪の主体等の拡大（性差の解消）および性交類似行為に関する構成要件の創設、③地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、④強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限の引き上げ、については、それらを認める意見が多数を占めたが、①被害者が年少者の場合の性犯罪に関する公訴時効の撤廃または廃止、②配偶者間における強姦罪の成立、③強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和、④刑法における性犯罪に関する条文の位置の変更、については必要性を認めない意</p>

		<p>見が多数を占め、⑤いわゆる性交同意年齢の引き上げについては意見が分かれる結果となった（2015年8月）。</p> <p>「第3次男女共同参画基本計画」に示された刑法強姦罪の見直しの論点およびそれに基づく、女性に対する暴力に関する専門調査会『『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進』（2012年7月）の検討内容中、非親告罪化、強姦罪の性差の解消、地位・関係性を利用した性行為処罰規定の創設については刑法改正の可能性が期待され、第3次男女共同参画基本計画に書き込んだこと、および、専門調査会で議論したことの有効性がうかがわれる。第4次男女共同参画基本計画においても、法制審議会の動向をにらみながら、積み残しの課題については改正課題として明記すべきである。</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援をはじめとする、適切な支援が可能な性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。</p> <p>② 急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。</p> <p>③ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。</p> <p>④ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。</p> <p>⑤ 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。</p> <p>⑥ 二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増</p>	<p>⑧の関連＜刑法性犯罪規定の見直し＞</p> <p>◆引き続き、強姦罪等の見直し（強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和、配偶者間の強姦罪成立の明記、性交同意年齢の引き上げ、性犯罪等の公訴時効の撤廃、とくに、子どもに対する性虐待・性暴力事件については、被害者が成人に達するまで公訴時効を停止すること等）などについて法律制度改正を検討する。</p> <p>◆捜査、裁判手続きについても、証拠採取と証拠保全、専門家の証言の制度化、レイプシールド法の導入、司法関係者の研修の制度化などについて、刑事訴訟法などの改正を検討する。</p> <p>①の関連＜性暴力被害者支援ワンストップセンター設置促進と被害者支援法の制定＞</p> <p>性暴力被害者の総合的な支援をめざす「ワンストップ支援センター」の設置促進については、民間団体の動きが先行した（2010年性暴力救援センター・大阪（SACHICO）、2012年性暴力救援センター・東京（SARC）など）。2012年、内閣府は設置促進を目指して、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引き」を公表するとともに、「性犯罪等被害者等のための総合的支援に関する実証的調査研</p>

進する。

⑦ 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど捜査体制の充実を図る。

⑧ 強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討し、その結果を踏まえて、法制度改正を含む 必要な措置を講ずる。

究」を行なったうえで、公募により自治体のモデル事業を採択した（2014年度、9 団体）。2015 年度には予算規模を拡大し、ワンストップセンター設置・強化に特化したモデル事業が行われている。

自治体によるワンストップセンターの設置は、徐々に進んでいるものと思われる。設置・運営形態は自治体に任されており、上記「開設・運営の手引き」では病院拠点型が望ましいとされているが、犯罪被害者支援センター拠点型、病院拠点型、相談室・医師連携型など多様である。

すでに設置された支援センターにおける被害者支援の成果や課題を明らかにする必要があるが、拠点となる病院や医師のネットワークの確保や関係諸機関・団体との連携のあり方の検討、支援コーディネータや支援員などの人材の育成、医療機関や警察、弁護士などの研修、自治体における財源の確保などの課題がある。また、民間団体への財政支援の強化は緊急の課題である。他方で、医療機関と民間団体・行政の連携に基づく、総合的支援をめざすワンストップセンターによる被害者支援の有効性も明らかになってきた。24 時間体制のホットラインと支援員の常駐により、相談が増加し、被害の顕在化が進んだこと、性暴力被害は未成年に多いが、高齢者にも被害は発生していること、子どもへの性虐待被害が多いこと、妊娠事例の多さなどの新たな知見が示されている（SACHICO、2015）。

ワンストップセンター設置について各自治体の裁量に任せるままでは、地域間格差が広がるばかりであり、支援の公平性が保障されない。被害者支援法の立法化について検討する時期にきている。

◆新設 被害者支援法の立法化

性暴力被害を刑法の性犯罪に限定せずに幅広く定義し、国及び自治体の被害者支援の責務を明記したうえで、国による 24 時間無料のホットラインの実施、都道府県によるワンストップセンターおよび中長期支援センターおよびシェルターの設置などを義務付け、関係機関の役割や連携等を規定する「性暴力被害者支援法」の制定を検討する。

		<p>◆新設 性暴力・性虐待の被害実態、被害の影響などについての独立の全国調査を定期的実施し、政策に反映させる。被害当事者、支援団体などの関係機関が参画して調査の制度設計を行う。</p>
<p>5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p>	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図る。また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。</p>	<p>子どもへの性暴力（男子も含む）は、子どもにさまざまな後遺症を生じさせ、精神発達上、長期にわたり深刻な影響を与えと言われる。しかし、その被害実態はほとんど明らかにされていない。数少ない公的データとして、内閣府「男女間における暴力に関する調査」（2014）によれば、「異性から無理矢理に性交された経験」がある（6.5%）との回答中、「親・兄弟・親戚」が加害者である場合は8.5%を占める。また、被害に遭った時期は「小学生以下」が11.1%、「中学生の時」が2.6%、「中学卒業から19歳まで」が23.1%と、19歳以下での被害経験が36.8%を占める。一方、14年間で2.7倍に増加した児童相談所への相談件数をみると、「性的虐待」は全国で年間1587件（2013年）に過ぎず、暗数が多いものと思われる。また、児童虐待における「性的虐待」検挙件数は150件を数え、年々増加している（警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況平成26年1月～12月）。強姦の検挙件数29件中、28件の加害者は父親（実父、継父・養父、内縁）であるが、強姦は親告罪であるため告訴をしない場合が多いものと思われる。</p> <p>子どもへの性暴力の潜在化の要因として、子ども自身が行為の意味を理解できないこと、自分の被害を恥じ、自責の念を抱いていること、家族への裏切りだと思っていること、加害者からの口封じがあること、母との関係を壊さないか恐れていることなどが指摘されている。</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、</p>	<p>◆児童虐待防止法の禁止する児童虐待に「性的虐待」が含まれているが、禁止行為は「わいせつ行為を子どもにすること及び子どもにさせること」であり、保護者（親権者、未成年後見人、監護者）からの性虐待・暴力に限定されている（家庭内性暴力）。ところが、他の同居家族や同居人（母の恋人など）、学校内での性暴力、赤の他人など、親や保護者以外の人に</p>

	<p>加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。</p> <p>② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</p> <p>③ 平成 26 年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。）及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施、インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。</p> <p>④ 出会い系サイトや SNS 等に起因する児童買春などの防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。</p> <p>⑤ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。</p> <p>⑥ 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。</p> <p>⑦ 若年層への性的な暴力被害等を誘発するおそれのあるサービス提供行為に係る実態把握を推進するとともに違法行為に対する厳正な対処を図る。</p>	<p>よる「性暴力」（家庭外性暴力）被害は多いと思われるが、その実態はほとんど把握されていない。児童福祉、学校教育、司法を通じた統一的報告システムの整備や全国的な実態調査の実施が必要である。</p> <p>◆児童虐待防止法の対象範囲が狭すぎて、実態を反映していないこと、初期対応において、子どもが被害を安心して話せるための手法・調査方法（フォレンジック・インタビュー・司法面接）の制度化が進んでいないことなどの制度的障壁があり、法改正や運用の改善が求められる。</p> <p>◆近年、24 時間ホットラインを通して、長期間沈黙してきた子ども時代の性虐待被害をはじめて話すという人が増えている。性暴力についての公訴時効の撤廃を検討すべきである。</p> <p>◆児童虐待防止法における性的虐待の対象範囲を親権者・監護者に限定せず、その他の家族外虐待まで含めるように、児童虐待防止法の改正を検討する。</p> <p>◆児童福祉、学校教育・司法における統一的な報告システムを整備する。</p> <p>◆子どものための性暴力被害支援ワンストップセンターを設置し、関係諸機関・専門家との連携による初期対応を行う。</p> <p>◆児童福祉法、児童買春・ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法などの福祉犯罪について、子どもへの性暴力の観点から総合的に検討する。</p>
<p>6 売買春への対策の推進</p>	<p>（1）施策の基本的方向</p> <p>性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。</p>	<p><売春防止法および風営法></p> <p>売春防止法違反の検挙件数及び検挙人員はともに減少傾向にある（817 件、535 人、2014 年、1030 件、639 人、2013 年）。第 5 条の「勧誘」違反は 256 件、248 人とどまる（2014 年）。婦人保護事業における売買春からの女性保護については、婦人相談所の来所相談では 0.5%（2012）、一時保護実績は 2%前後、婦人保護施設の入所理由においても 2.4%と低い状態が続いている（2012）。しかし、都内 5 か所の婦人保護施設の調査によれば、売春経験者は 3 割を超える（2009）。同調査によれば、店舗型売春のほかに、自営型、派遣型、携帯サイトなどによる売春など形態の多様</p>

化が顕著だが、売春経験は入所後に明らかになった事例が多い。性風俗産業で働いている女性について、相談や一時保護まで至らないケースが多数を占め、潜在化していると思われる。相談・一時保護件数における売春事案比率の低下は保護を必要とする女性の減少を意味せず、むしろ婦人保護事業の支援のあり方が問われなければならない、アウトリーチ型支援の必要性が高まっていると考えるべきである。

また、売春防止法による成人女性の検挙・保護人数は減少しているにもかかわらず、未成年女子の検挙・保護件数は高い割合を示している（2006年 42.9%、2010年 28.3%）。性的搾取の対象となり、過酷な暴力被害に苦しむ若年女性が多数存在していることに着目しなければならない。

社会復帰支援は、生活型の中長期的な支援を特徴とする婦人保護施設において実施されているが、婦人保護施設を設置していない県が8県に上り、入所者数・定員数・定員充足率（30%、2012年）のいずれも低下傾向を示している。半数以上の道府県では、婦人保護施設は、婦人相談所・一時保護所と併設であり（58.3%、2014年）、その場合は、婦人保護施設の機能がほとんど発揮されていないと思われる。DV法が婦人保護事業の根拠法となってからは、婦人保護事業はDV中心の傾向を強め、婦人保護事業の中での売春の位置づけは弱体化している。性風俗産業によって売買春被害に巻き込まれている女性たちの現状に即した支援を行うべきであり、厚生労働省は婦人保護施設の充実・強化を図るべきである。

DV法の根拠法化以降、婦人相談所、婦人相談員の多くは売買春被害の理解が不十分であり、支援の対象として認識していないと推測される。とくに、経験の浅い婦人相談員にその傾向は顕著である。研修内容に売買春被害を入れるべきである。

売春防止法第3章には補導処分が規定されている。同法第5条（勧誘）違反で有罪となった20歳以上の女性が執行猶予となり、必要と判断された場合は、婦人補導院に收容され、更生のために必要な補導を受けることになっている（第17条）。婦人補導院の收容状況は公表されているが、收容中の教育・支援プログラム内容および実施状況、退所後の支援体制・

		<p>内容については明らかにされていない。</p> <p>婦人保護事業は 2002 年以降、配偶者暴力防止法を根拠法化し、DV 被害者支援システムは基本的に売春防止法に基づいて行われている。しかし、売春防止法に基づく「婦人保護事業」は、DV 事例に典型的なように、複雑化しており、複合的困難を抱えた現代社会における女性支援ニーズに対応することは難しい。</p> <p>厚生労働省は 2012 年に「婦人保護事業等の見直しに関する検討会」を設置して売春防止法の見直しに着手したが、2013 年 3 月に論点整理を公表するにとどまった。第 4 章「保護更生」部分の見直しに加えて、売春する女性の非処罰化や買春する側の処罰など、抜本的な改正が求められている。早期に売春防止法改正に向けての本格的な検討を開始すべきである。あらゆる形態の売買春・性的搾取における性暴力等の被害と被害者支援、について、重大な女性の人権侵害として取り組まなければならない。</p> <p>また、国連女性差別撤廃委員会の勧告にあるように、「<u>買春の需要の抑制</u>」に向けた施策について具体的に検討すべきである（第 7 回・第 8 回日本政府レポート審議総括意見パラ 40）。</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>① 売春に関わるおそれのある若年層の女性を早期に発見し指導する等、売春を未 に防ぐための施策を推進する。</p> <p>② 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという 観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。</p> <p>③ 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。</p> <p>③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。</p>	<p>① 及び②について</p> <p>近年、性風俗産業の業態は著しく変化し、インターネットや SNS などを利用した新たな業態が次々とうまれ、援助交際、JK お散歩、JK リフレなどの JK ビジネスが街にあふれており、若年女性は容易に性風俗産業に巻き込まれる状況がある。若年女性の中には、親からの暴力や父親などからの性虐待から逃れるために家出し、所持金もない状態で、その日泊まる所やお金を得るために誘いに乗り、性的搾取や性暴力の被害を受ける結果となる場合もある。また、家族関係の悪化や心身の不安定、妊娠・出産に関するトラブルなど、多くの困難を抱えているにもかかわらず、多くの若年女性は相談や支援までたどり着けず、孤立を強いられていることが考えられる。主に大人の女性を対象としてきた既存の相談機関に</p>

		<p>若年女性が足を運ぶことは容易ではない。民間団体が行っているようなアウトリーチ活動や気軽に立ち寄れる「居場所づくり」、年代の近い女性による支援など、具体的な施策を検討すべきである。</p> <p>◆若年女性への支援を行っている民間団体への支援事業委託など、民間団体との連携・協力、財政支援を強化する。</p> <p>◆若年女性に特化した24時間ホットラインを全国的に展開する。</p> <p>◆若年女性が気軽に立ち寄れる「居場所づくり」を民間団体に委託して行い、婦人保護事業、性暴力救援センター、福祉事務所、医療機関、弁護士等と連携して、ワンストップで必要な対応を行なえる体制を整備する。</p> <p>◆新設</p> <p>①売春防止法の改正</p> <p>婦人保護事業の見直しを進め、現代社会の女性支援のニーズに対応するための新たなシステム構築を目指して、<u>売春防止法改正あるいは女性支援法の新設</u>を検討する。併せて、婦人補導院（婦人補導処分）の廃止および買春者の処罰を含めた売春防止法改正を検討する。</p> <p>① 売春防止法で禁止された「売春」の合法化機能を果たしている<u>風俗営業適正化法</u>について、抜本的な法改正の検討を開始する。</p>
7 人身取引対策の推進	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について効果的な取組を促進する。</p>	<p>2004年の人身取引行動計画策定以降、人身取引被害者対策が進められてきたが、被害者として認定され、保護される人数が年々減少している（2011年25人、2012年27人、2013年17人）。売春防止法違反による検挙件数中、1割以上を外国人が占める（817件中6件、中国人が46人と多数を占める。2014年）。人身取引の手口が巧妙化、潜在化しているとみられ、被害も潜在化が進んでいると思われる。偽装結婚の場合や雇用のために来日し、その後、売春を強要される場合がある。また、被害者認定範囲が極めて狭く、明確ではないことが潜在化の理由としてあげられる。人身取引と認定できなくても、何らかの被害や搾取を受けていると判断できる場合は状況に応じて適切な保護支援を行う必要がある。</p>

		<p>10代の日本人の少女や外国で生まれ、後に日本国籍を取得した日本国民の子も人身取引の被害を蒙っており、そのような実態も含めて発生状況の把握と分析を行う必要がある。</p> <p>人身取引を理由とした婦人相談所の一時保護実績も減少の一途をたどっている（2011年35人、2012年13人、2013年5人）。一時保護する際に一律に保護すると、加害者につながっている人がいるなど、利害が対立する女性が混在する場合があります、帰国後の報復の危険がある。そのような場合の対応についてどのように配慮すべきか、検討するように自治体を指導すべきである。また、一時保護所における人身取引被害者に特化した支援が不十分である。なかでも、相談の段階からの通訳の配置、家族への安否確認促進、帰国支援、LGBTの被害者への支援などの課題がある。</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>平成26年12月に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引の発生状況など実態把握の徹底、入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止、人身取引被害者の認知の推進、取締りの徹底等による人身取引の撲滅、人身取引被害者の保護・支援、国際的取組への参画や広報啓発活動による国民の理解と協力の確保等の取組を関係行政機関及び民間団体等と連携し推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆人身取引対策政策について一元的に担当する中央機関の設置を検討する。 ◆人身取引被害を受けた人に対する支援と人身取引需要の防止に関する包括的な法律制定について検討する。 ◆人身取引被害者に対する短期および中期的支援を提供する「人身取引被害者支援センター」の設置を検討する。
<p>8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進</p>	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>セクシュアルハラスメントには性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなど性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど性的な内容の発言も含まれるところであり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。雇用の場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。セクシュアルハラスメ</p>	<p>セクシュアル・ハラスメントは職場における性暴力であり、重大な人権侵害である。深刻な被害が相次いでいるにもかかわらず、雇用機会均等法には企業の法的責任を問う規定がなく、実際の労働現場では、深刻な被害があいついでいる。実効性のある防止対策を検討すべきである。</p> <p>被害発生後の対処については、利害関係のない企業外の専門機関にも外部委託する等して、相談者の回復支援をゆだねるべきである。</p> <p>実効性のある研修がどの程度実施されているのか把握されておらず、どのような研修を、誰を対象に行っているか、研修内容や回数等、実態調査を行うべきである。セクハラ研修を受けた担当者が、加害者となって</p>

	<p>ントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講ずるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。</p>	<p>いるケースも少なくない。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントによる後遺症を抱えて休職をやむなくされている当事者は多数存在するが、労災申請には高い壁がある。企業が申請に協力しないこと、本人が申請にかかわる情報から遠いこと、疾病を抱えた本人による申請手続きが困難であり、かつ、なんとか申請しても聞き取り手続き等で当事者に二次加害を与えやすいこと、申請後半数以上が却下される現実があること、再審査にかかわる専門医等が、性暴力被害およびセクシュアル・ハラスメントの被害実態に十分な理解をもっていないこと、裁判に訴えざるを得ない状況があること、などである。</p> <p>セクハラ労災に関しては、新基準が示されたが（2011年）、労基署の担当者への周知が不徹底であり、配置された専門相談員も活用されていない。セクハラ労災による救済の道を広げるべきである。</p> <p>大学、高校、中学校、小学校等においてもセクハラ被害はなお深刻である。教育機関においても、まず、加害者を休職・休学させるなどの処置をとり、性暴力被害者・子どものワンストップ相談支援センターの設置により、迅速な被害者の保護・救済が図られるよう、施策を推進すべきである。</p> <p>あらゆる分野で、全国的なセクシュアル・ハラスメントの被害実態調査を定期的実施し、被害当事者がその後の回復支援を受けられているかどうか、職場・学業の場に復帰ができ、生活再建が可能になっているかどうかの継続調査が必要である。</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>① セクシュアルハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して講ずべき措置についての指針の周知、非正規雇用労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。あわせて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。</p>	<p>①について</p> <p>セクシュアル・ハラスメントは深刻重大な労働災害である。セクハラ労災新基準に沿った申請手続き・認定作業を迅速円滑にすすめるため、女性労働サポートセンターやDV・性暴力被害者支援ワンストップセンター等において、労働基準監督署と連携する独立した相談窓口を設置することが求められる。</p> <p>・セクハラ労災対応マニュアルを作成し、関係職員の研修を徹底する。</p>

	<p>② 教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育の実施、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。</p> <p>③ セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。</p>	<p>・セクハラ労災の認定にかかわる医師等については、継続的な専門研修を実施し、第三者評価を導入する。</p> <p>◆新設</p> <p>①雇用均等室と連携する女性労働サポートセンターを都道府県、政令市等に設置し、企業から独立した課題解決の相談支援機関とすべきである。</p> <p>②女性労働サポートセンターは、センターにおける業務を実施するほか、雇用均等室、労働基準監督署、ハローワーク、医療機関、民間支援団体等の関係機関・団体に、被害当事者の相談および回復支援活動にあたるセクハラ相談専門支援員を必要数配置・派遣して、相談から回復支援までの直接・間接支援業務を推進する。</p> <p>③セクシュアル・ハラスメントは、脅迫、暴行、傷害、強かん、強姦致傷、殺人未遂等を含む重大な犯罪であることから、企業には、被害者の安全な就労環境の確保と回復支援措置を義務付けるとともに、積極的に刑事手続きを進行させるなどの加害者処罰を強化する。</p> <p>④ DV・性暴力被害者ワンストップ支援センターを各都道府県に設置し、セクシュアル・ハラスメント被害の相談支援担当者を配置する。</p>
<p>9 メディアにおける性暴力表現への対応</p>	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等により、発信主体が社会一般に拡大していることに加え、一度流通したコンテンツの削除が非常に困難になっているという状況を踏まえた対策を推進する。</p>	<p>メディアにおける女性・若年女性・子ども等に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性等に対する性暴力表現およびポルノグラフィー根絶へ向けた明確な戦略を早急に検討すべきである（国連女性差別撤廃委員会勧告、第7回・第8回日本政府レポート審議総括意見パラ30）</p>
<p>(2) 具体的な取組</p>	<p>① 女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディアリテラシー向上のための取組を推進する。</p>	

<p>② 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成 26 年法律第 126 号。以下「リベンジポルノ法」という。平成 26 年 12 月全面施行)により、いわゆるリベンジポルノ行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正(平成 26 年 7 月施行)により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。</p> <p>③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。</p> <p>④ メディア産業の性・暴力表現について、DVDやインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。</p>	<p>② について</p> <p>「リベンジポルノ法」は、いわゆるアダルトビデオやグラビアなどについて、本人の許可があるとみなされて同法の対象外とされているが、リベンジポルノの作成・利用実態にそぐわない規定であり、同法の効果を半減させる結果となっており、法改正の検討が必要である。</p>
---	--